

5月17日（日）投票日

# いの町議会議員選挙

5月17日（日）は、いの町議会議員選挙の投票日です。

この選挙は、これからの町政を託す私たちの代表を選ぶ大切な選挙です。

投票に関することについては、次のとおりとなっています。

## ◆投票できる方

- ①平成元年5月18日以前に生まれた方で、いの町へ2月11日以前に住民登録（届出）し、引き続き投票日もの町に居住している方。  
なお、投票日までに町外へ転出した方は、投票入場券が送付されていても投票できません。
- ②町内間で、5月9日以降に転居された方は投票所入場券に記載してある投票所（旧住所地の投票所）での投票となります。

## ◆期日前投票・不在者投票

投票日に仕事や外出のため投票に行けないと見込まれる場合は、期日前投票・不在者投票ができます。  
また、病院又は老人ホーム等の不在者投票を行うことのできる施設として指定されている施設に入院又は入所している方は、それぞれの施設管理者等にお尋ねください。

※投票には、期日前投票所で配布する宣誓書の提出が必要です。

- 期日前投票期間 5月13日（水）～5月16日（土）
- 期日前投票場所及び開閉時刻  
すこやかセンター伊野 1階中会議室 8:30～20:00  
吾北総合支所 1階町民室 8:30～18:00  
本川総合支所 1階事務室 8:30～18:00

## ◆問い合わせ

選挙管理委員会 ☎ 892-0063(5月13日～16日)  
☎ 893-1113



大事な一票。  
みんなもれなく投票しよう！  
投票日に投票に行けない人は、  
期日前投票に行こう！



## 「いの町ふるさとづくり推進事業費補助金」のお知らせ

町の歴史、伝統、文化、産業などの地域資源を生かし、独創的、個性的な地域づくりを推進するための事業を実施する町内の団体に予算の範囲内で補助金を交付します。

### ▶ 補助対象団体

いの町民又はいの町に居住する者が主体となって運営されている団体

### ▶ 補助対象事業

団体が自主的に行い、地域づくりに結びつく次に掲げる事業

- ①人材育成のための事業
- ②伝統・文化継承のための事業
- ③地場産業育成のための事業
- ④コミュニティ育成のための事業

⑤その他、地域づくりに関し町長が特に必要と認めた事業

※国、県の補助対象事業、施設整備等のハード事業及び視察・大会等への参加を主たる目的とした事業は対象となりません。

### ▶ 補助対象経費

事業の実施に要する経費  
※団体の構成員に対する人件費及び賃金、飲食に係る経費は対象となりません。

▶ 事業承認申請 補助金の交付を受けようとする場合は、原則として事業開始2か月前までに、事業承認申請書の提出が必要です。提出された申請書を選考委員会において審査した上で、事業承認の可否等を決定し、申請団体代表者に通知します。

▶ 問い合わせ 企画課 ☎ 893-5855

## 入札結果のお知らせ

(平成21年1月～3月)

入札日	工事名	落札金額(円)	落札業者
1月21日	(まち交第20-2-1号) 平成20年度町道灘線・近見線道路改良工事	45,360,000	株式会社森本興業